

愛知県立松蔭高等学校部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 部活動をとおして、人間関係を育み、心身の健康増進と幅広い学校生活を体験する。
- (2) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として、豊かな人間性を育てる。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動

① 運動部

陸上競技・硬式野球・サッカー（男女）・剣道・卓球・バレーボール（男女）・
バスケットボール（男女）・バドミントン（女）・テニス（男女）・
ハンドボール（男女）・ソフトテニス（男女）・体操

② 文化部

和太鼓・アンサンブル・HMC・茶道・美術・演劇・図書・自然科学・放送・
将棋・JRC・書道・ESS・合唱

(2) 活動時間及び日数について

① 活動時間 学期中 : 平日2時間程度

学校休業日: 3時間程度(練習試合や大会等を除く)

長期休業中: 3時間程度(練習試合や大会等を除く)

② 休養日 週当たり2日(平日に1日と週末のいずれか1日)以上を原則とする。

ただし、各部の活動計画により休養日の変更が行われる場合がある。

③ その他

ア 定期考査1週間前(土日含む)は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。

イ 年末年始・夏季休業中の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長に相談する。

(3) 大会参加

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

※出場大会名等を含む年間の活動計画を部活動毎に作成すること。

① 県高体連・高野連・高文連が主催、共催の大会とする。

② その他の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める(ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する)。

3 部活動運営

(1) 体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。

(2) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針や活動計画等を明確にし、保護者に示す。